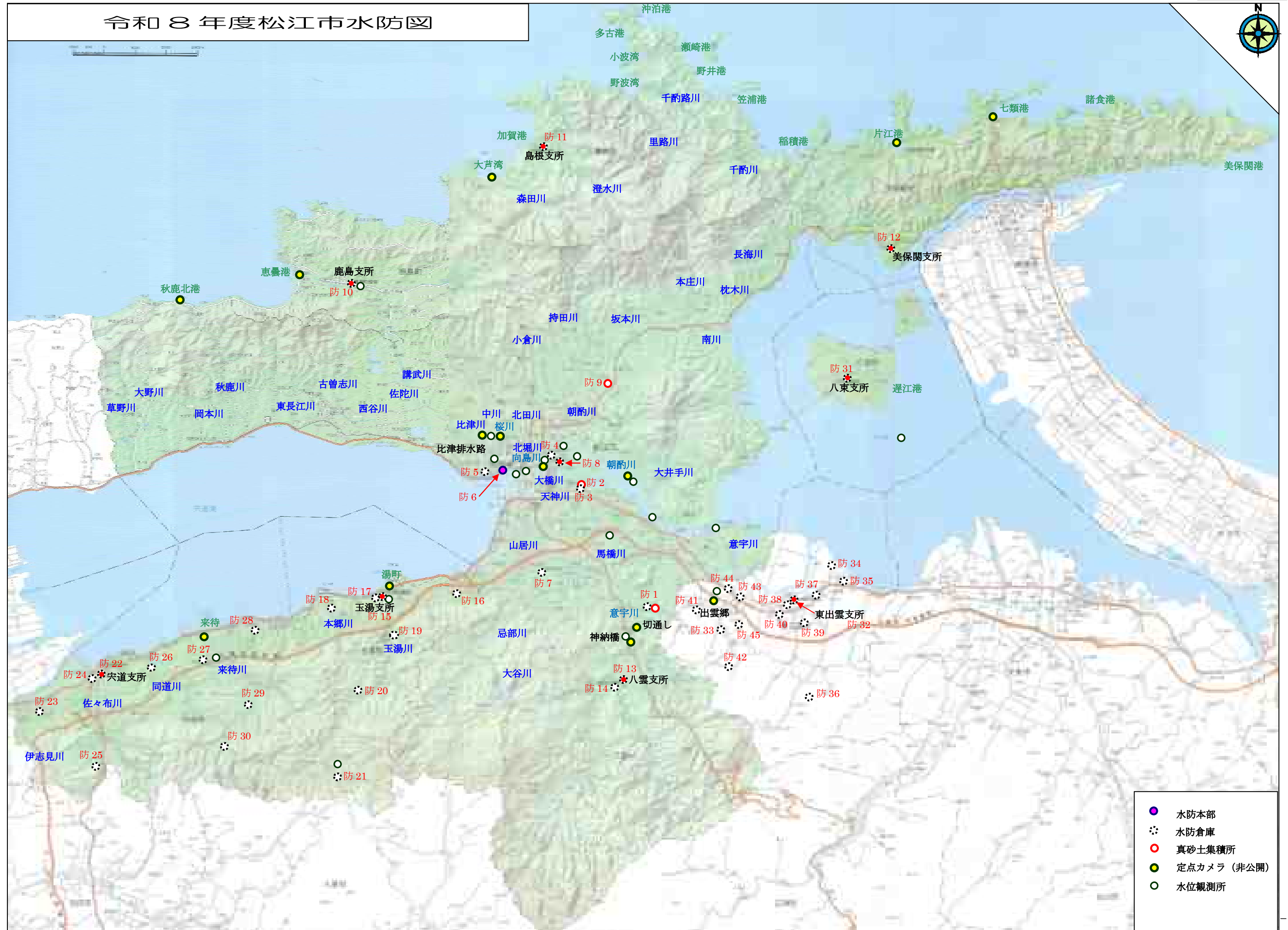


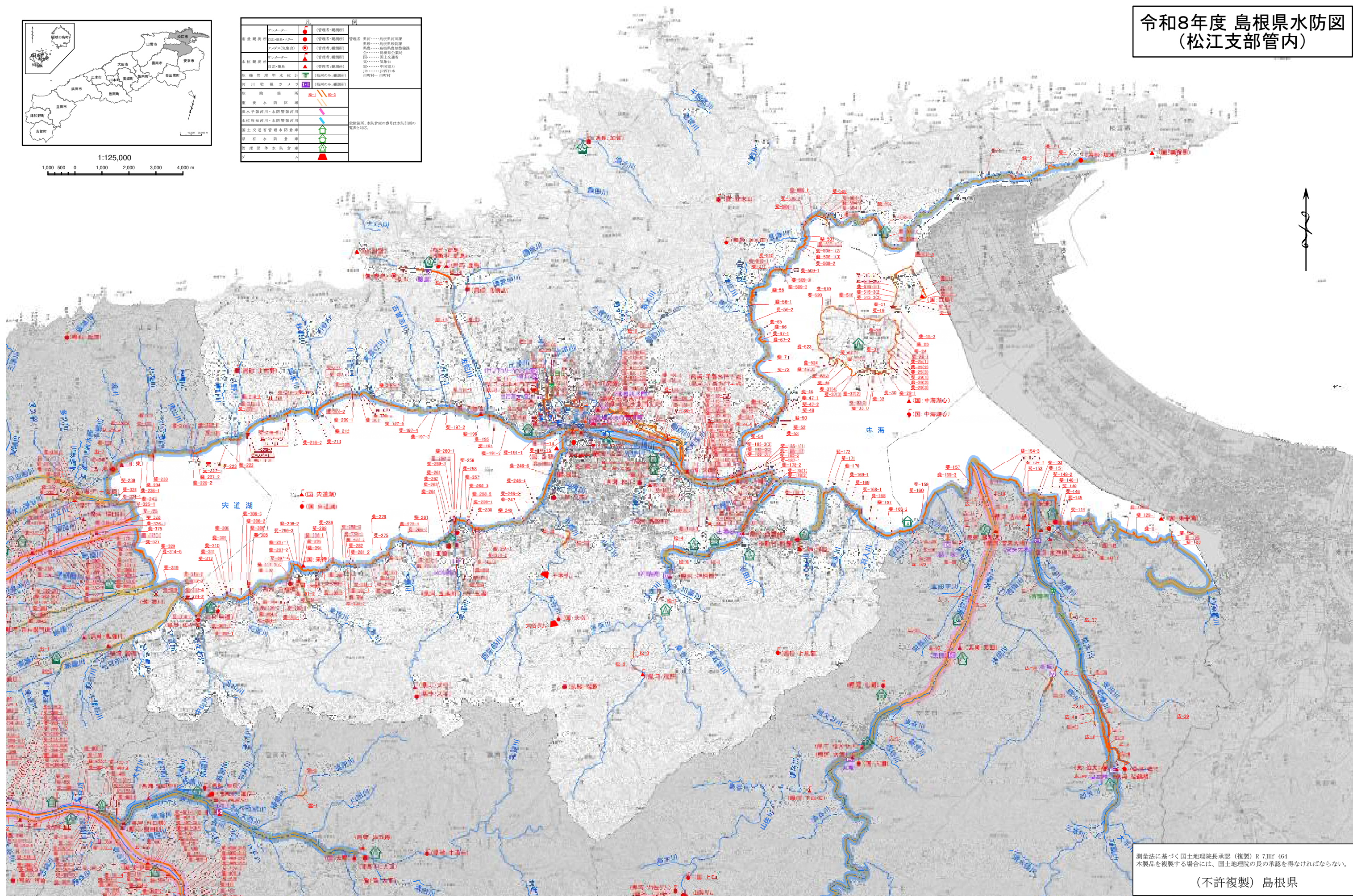
附 属 資 料

(資料編)

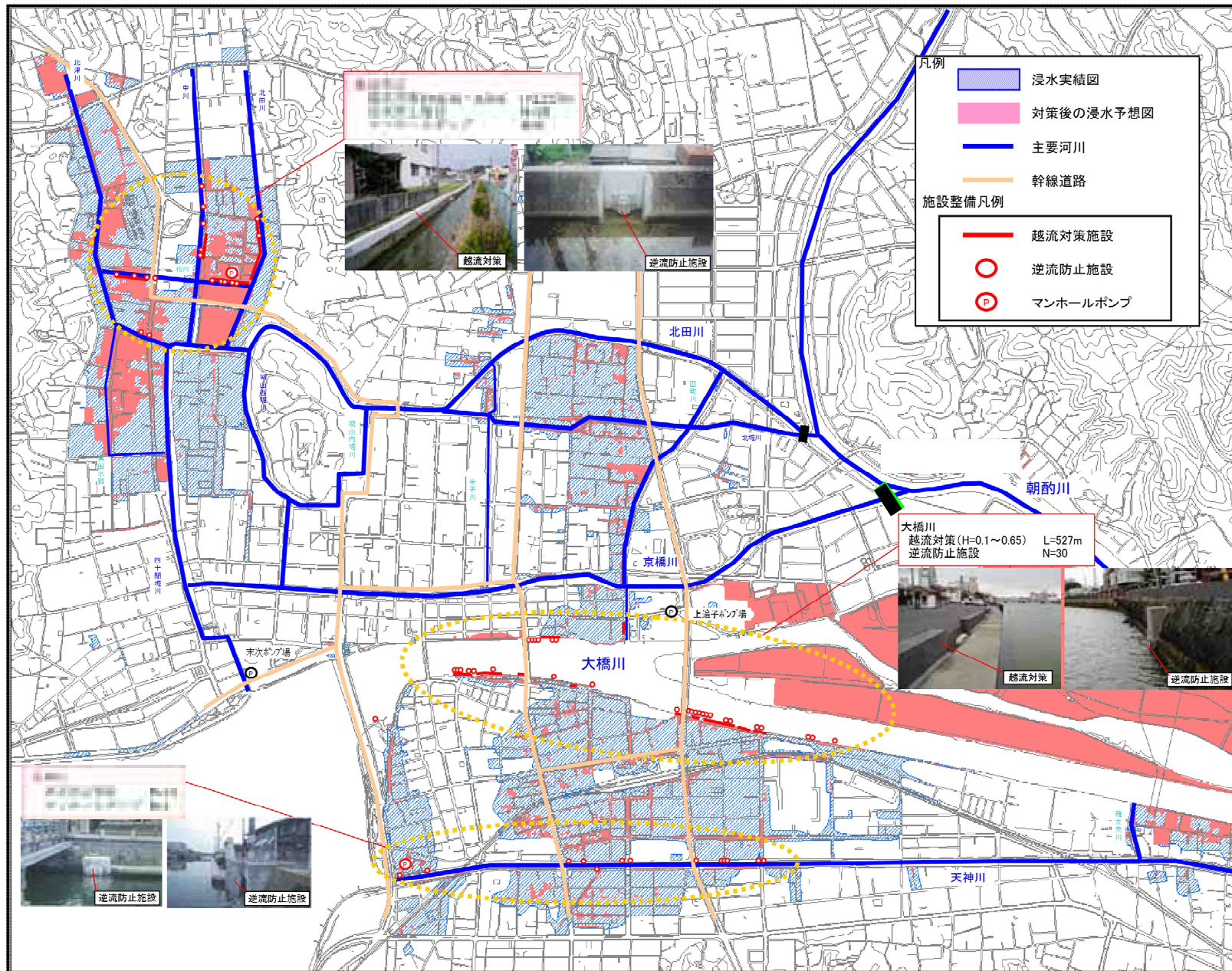
令和 8 年度松江市水防図



令和8年度 島根県水防図
(松江支部管内)



松江市街地浸水対策 施設整備概要図



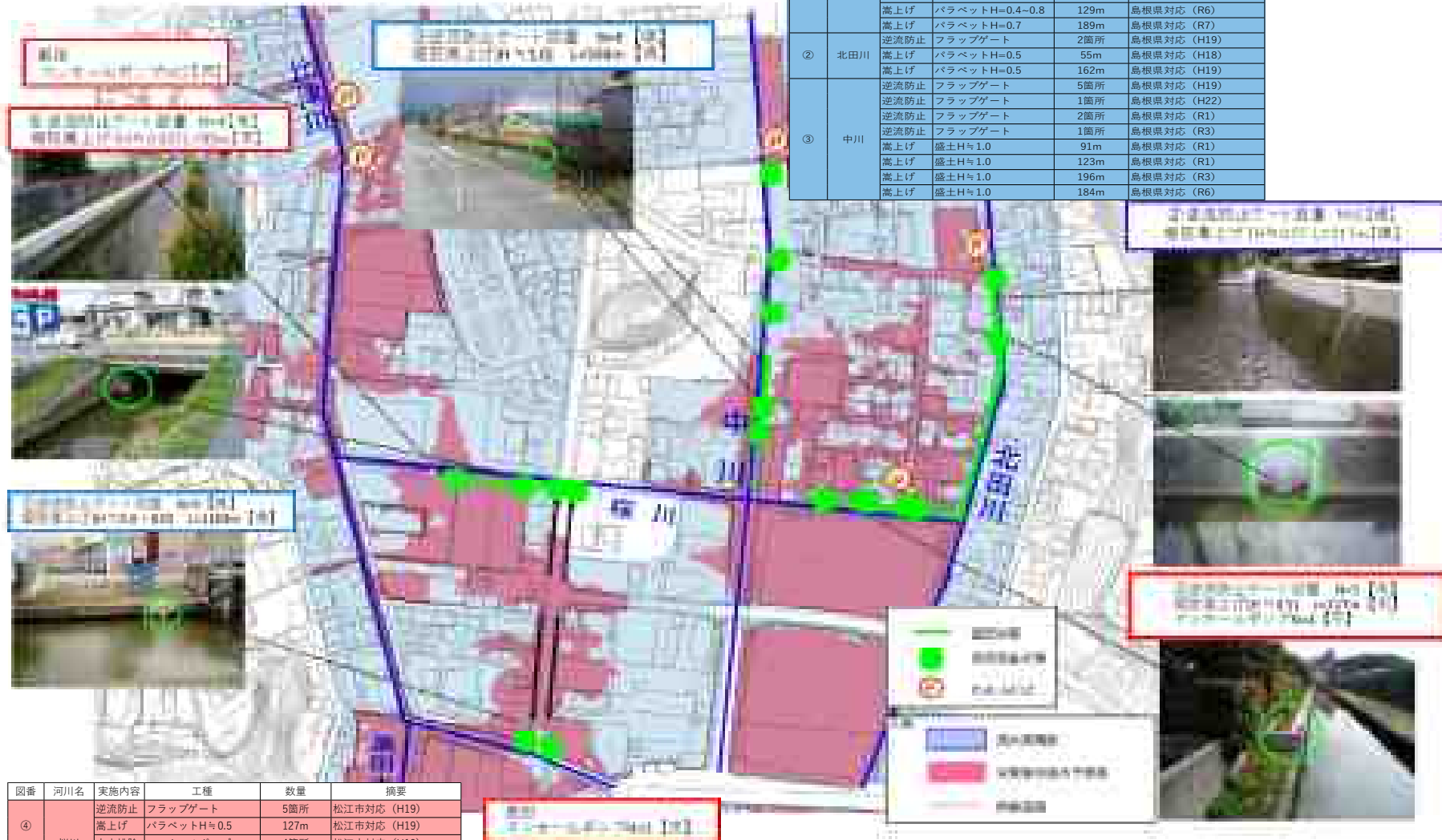
資料 3

橋北(黒田西原・黒田地区)「雨水対策」

比津
マンホールポンプN=1【市】

図番	河川名	実施内容	工種	数量	摘要
①	比津川	逆流防止	フラップゲート	2箇所	島根県対応 (H19)
		逆流防止	フラップゲート	3箇所	島根県対応 (R6)
		逆流防止	フラップゲート	4箇所	島根県対応 (R7)
		嵩上げ	バラベツトH=0.3~0.7	461m	島根県対応 (R4)
		嵩上げ	バラベツトH=0.3~0.9	405m	島根県対応 (R5)
		嵩上げ	バラベツトH=0.4~0.8	129m	島根県対応 (R6)
		嵩上げ	バラベツトH=0.7	189m	島根県対応 (R7)
②	北田川	逆流防止	フラップゲート	2箇所	島根県対応 (H19)
		嵩上げ	バラベツトH=0.5	55m	島根県対応 (H18)
		嵩上げ	バラベツトH=0.5	162m	島根県対応 (H19)
③	中川	逆流防止	フラップゲート	5箇所	島根県対応 (H19)
		逆流防止	フラップゲート	1箇所	島根県対応 (H22)
		逆流防止	フラップゲート	2箇所	島根県対応 (R1)
		逆流防止	フラップゲート	1箇所	島根県対応 (R3)
		嵩上げ	盛土H≒1.0	91m	島根県対応 (R1)
		嵩上げ	盛土H≒1.0	123m	島根県対応 (R1)
		嵩上げ	盛土H≒1.0	196m	島根県対応 (R3)
		嵩上げ	盛土H≒1.0	184m	島根県対応 (R6)

資料4

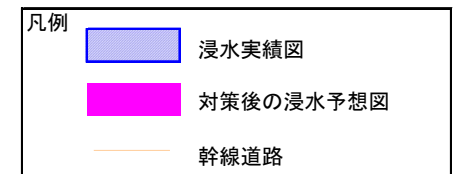


図番	河川名	実施内容	工種	数量	摘要
④	桜川	逆流防止	フラップゲート	5箇所	松江市対応 (H19)
		嵩上げ	バラベツトH≒0.5	127m	松江市対応 (H19)
		マンホールポンプ		4箇所	松江市対応 (H19)
⑤	桜川	逆流防止	フラップゲート	4箇所	松江市対応 (H19)
		嵩上げ	バラベツトH=0.35	95m	松江市対応 (H19)

大橋川【越流対策】 『実施済み』



— 嵩上げコンクリート(松江市) H=0.1~0.65 L=527.3m



資料5

大橋川【逆流防止施設】『実施済み』



天神川【逆流防止施設】『実施済み』



：島根県実施箇所（10箇所）

：松江市実施箇所（4箇所）

番号	規格	摘要
②	$\phi=0.4$ +マンホールポンプ	松江市対応(H19)
③	$\phi=0.4$	島根県対応(H19)
⑥	$\phi=0.4$	島根県対応(H19)
⑦	$\phi=0.3$	島根県対応(H19)
⑧-2	$\phi=0.3$	松江市対応(H19)
⑨	$\phi=0.4$	松江市対応(H19)
⑪	$\phi=1.0$	島根県対応(H19)
⑫-1	$\phi=0.4$	島根県対応(H19)
⑫-2	$\phi=0.4$	島根県対応(H19)
⑫-3	$\phi=0.4$	島根県対応(H19)
⑬	$\phi=0.5$	島根県対応(H19)
⑭	w=0.8 H=0.9	松江市対応(H19)
⑰	w=2.3 H=1.3	島根県対応(H19)
⑳	w=1.5 H=1.15	島根県対応(H22)

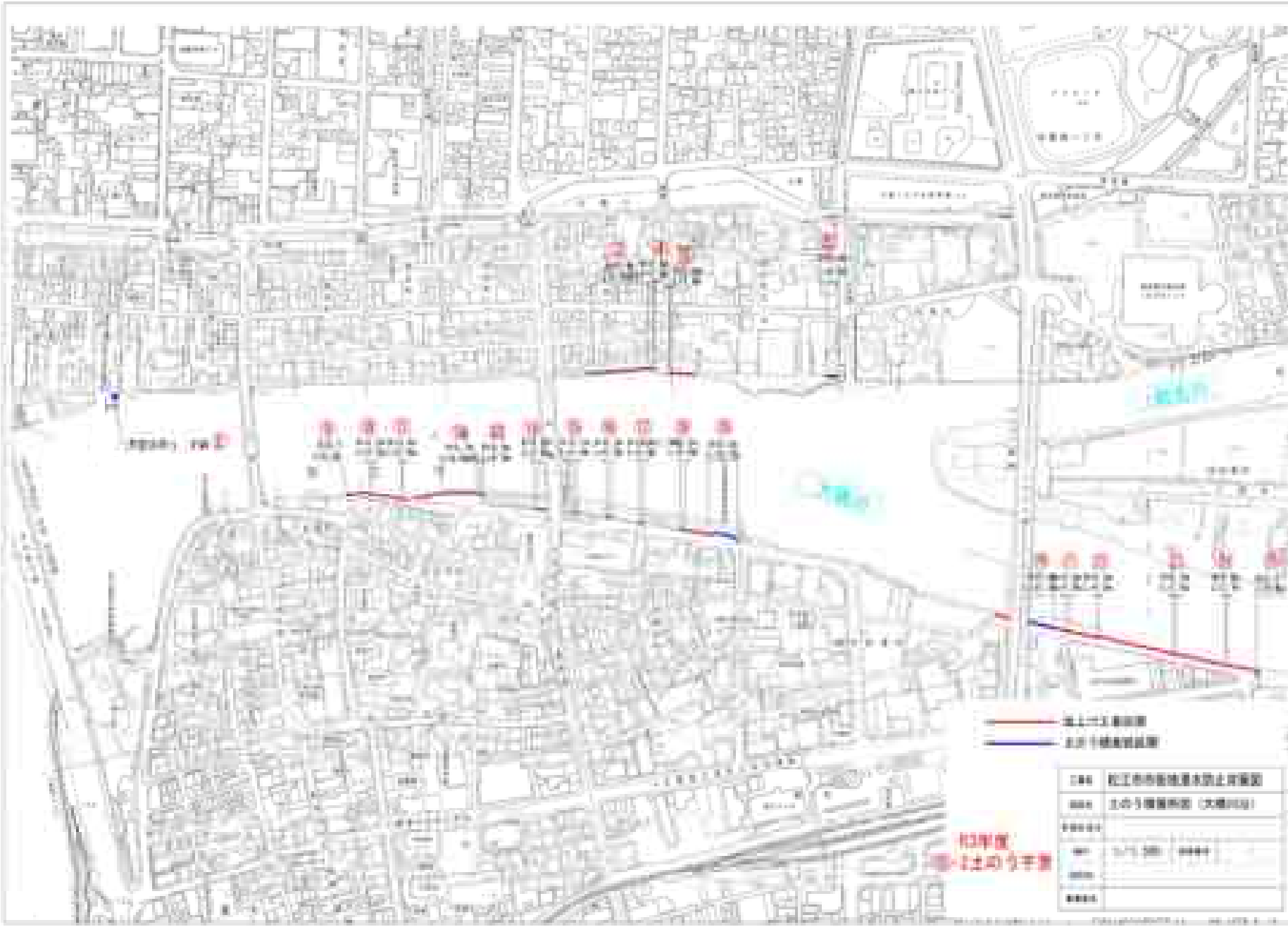
逆流防止対策(天神川)

県施行
 市施行
 既設有

凡例
 浸水実績図
 対策後の浸水予想図
 幹線道路

資料 8

土のう積箇所図（大橋川沿い）



天神川水門

天神川水門の概要

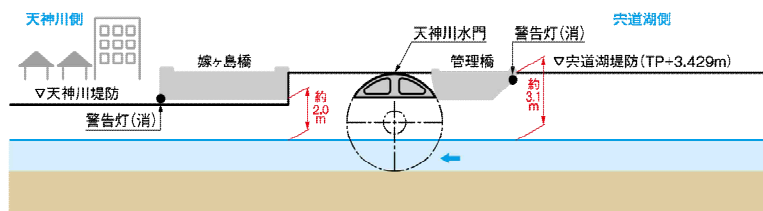
工事主体	：国土交通省
整備目的	：穴道湖から天神川への洪水流入防止
水門幅	：36.4m
ゲート形式	：ライジングセクタゲート
門数	：2門
ゲート幅	：16.4m
ゲート高さ	：3.5m

天神川水門の効果

豪雨で穴道湖水位が上昇すると、大量の水が天神川へ流入し、川からあふれ出た水や排水路を逆流し、周辺地域が広範囲にわたって冠水することがあった。

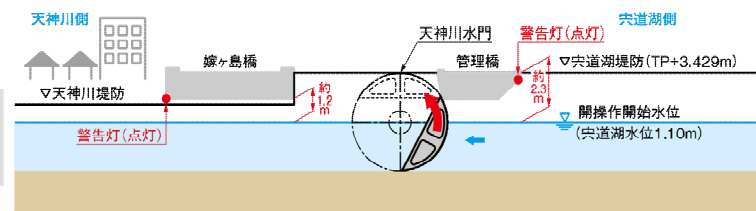
水門の完成により、洪水時の穴道湖からの流入を防ぐことができるようになりました。また、天神川の水位上昇が抑えられて、市街地に降った雨も流しやすくなりました。

平常時 ゲート全開



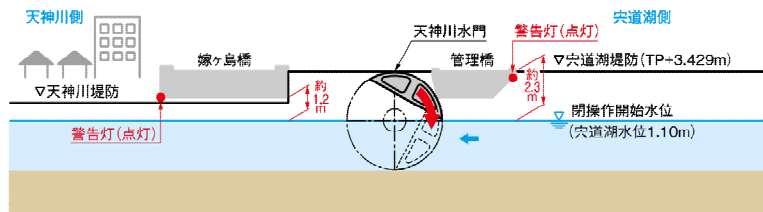
洪水後 穴道湖の水位が穴道湖堤防から約2.3m下がる、ゲートを開ける。

(ゲート全開状態になると、警告灯が消える。)



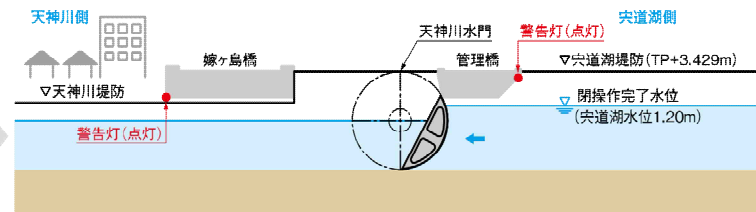
洪水時 穴道湖の水位が穴道湖堤防から約2.3mまで上がると、ゲートを閉め始める。

(ゲート閉操作が始まると、警告灯が点灯する。)



洪水時 ゲートを閉め始めてから約30分後、全閉する。

(ゲートが全閉中は、警告灯が点灯している。)



第21号表

発表者	→	第 1 受報者	→	第 2 受報者	→	第 3 受報者
国土交通省 出雲河川事務所		機関名		機関名		機関名

正規

大橋川・宍道湖氾濫注意情報

令和 00 年 00 月 00 日 00 時 00 分
国土交通省 出雲河川事務所 発表
(第〇号)

【主文】

【警戒レベル 2 相当情報〔洪水〕】宍道湖の松江水位観測所（松江市）では、00日00時00分頃に氾濫注意水位（1.20m）に到達しました。

洪水に関する情報に注意してください。

（参考）

宍道湖 松江水位観測所（松江市）		
（受け持ち区間は	宍道湖左岸：宍道湖から大橋川下流端（中海）まで、右岸：宍道湖から大橋川下流端（中海）まで）	
氾濫危険水位 （相当換算水位）	1.40m	水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	1.40m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	1.20m	氾濫の発生に対する注意を求める段階
※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第 1 位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。		

問い合わせ先
国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第22号表

発表者	→	第 1 受報者	→	第 2 受報者	→	第 3 受報者
国土交通省 出雲河川事務所		機関名		機関名		機関名

正規

中海氾濫危険情報

令和 00 年 00 月 00 日 00 時 00 分
国土交通省 出雲河川事務所 発表
(第〇号)

【主文】

【警戒レベル 4 相当情報〔洪水〕】これは避難指示の発令の目安です。中海の中海湖心水位観測所（松江市）では、00日00時00分頃に、氾濫危険水位（0.90m）に到達しました。

中海沿岸の特に地盤の低い箇所から、浸水が始まるおそれがあります。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（参考）

中海 中海湖心水位観測所（松江市）		
（受け持ち区間は	中海左岸：中海から境水道下流端（日本海）まで、右岸：中海から境水道下流端（日本海）まで）	
氾濫危険水位 （相当換算水位）	0.90m	水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	0.90m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	0.90m	氾濫の発生に対する注意を求める段階
※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第 1 位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。		

問い合わせ先
国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第25号表

水位上昇中

() 氾濫注意情報

令和 年 月 日
時 分発表
島根県 県土整備事務所

【警戒レベル2相当情報[洪水】】 () 氾濫注意水位に到達

【主文】

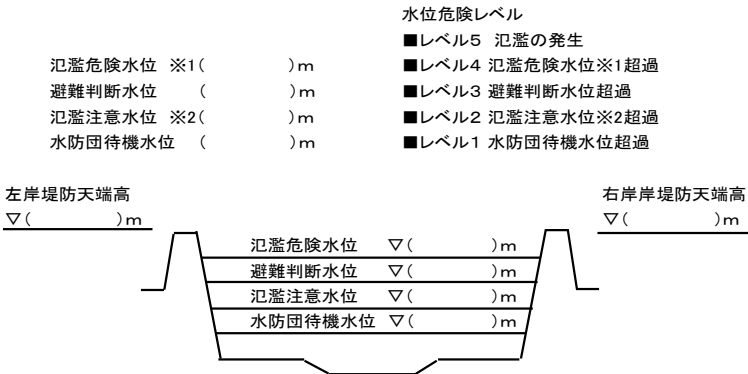
【警戒レベル2相当】()は、()時()分に、()の
()水位観測所で、氾濫注意水位()mに達しました。

洪水に関する情報に注意して下さい。

【参考】

() ()水位観測所()

受け持ち区間は、()



※1:本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※2:本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※3:本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

()水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ <https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html>
携帯端末ホームページ <https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html>

問合せ先
水防 支部 県土整備事務所
TEL

第25号表

水位上昇中

() 氾濫警戒情報

令和 年 月 日
時 分発表
島根県 県土整備事務所

【警戒レベル3相当情報[洪水】】 () 避難判断水位に到達

【主文】

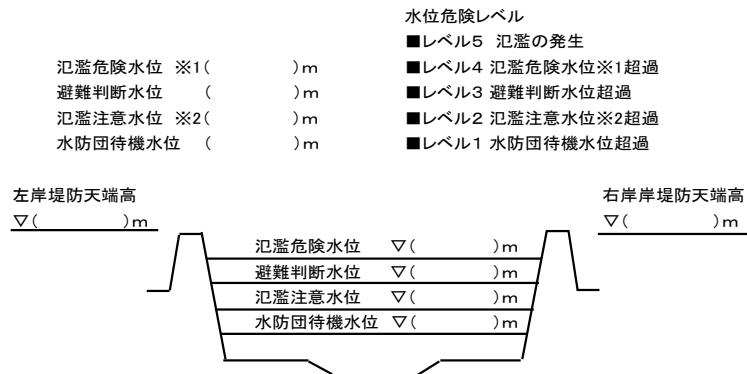
【警戒レベル3相当】()は、()時()分に、()の
()水位観測所で、高齢者等避難発令の目安のひとつとなる水位である避難判断
水位()mに達しました。

市町村避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】

() ()水位観測所()

受け持ち区間は、()



※1:本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※2:本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※3:本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

()水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ <https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html>
携帯端末ホームページ <https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html>

問合せ先
水防 支部 県土整備事務所
TEL

市町村名

水 防 活 動 実 施 報 告 書

令和 年 月

作成責任者

出水の概況	水位 m (氾濫注意水位 n) 川 雨量 mm								
水防実施箇所	川 左 岸 地先 m 右								
日時	月 日 時 ~ 月 日 時								
出動	消防職員	水防団員	その他	合 計					
人員	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	箇所 工 法								
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	他
	効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資機材	土のう袋				居住者の出動状況				
	むしろ				水防関係者の死傷				
	なわ								
	丸太								
	その他				雨量 水位の 状況				
その他特記事項									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

第35号表 水防活動報告様式（2）

令和〇年台風〇号における水防活動
（島根県〇〇市〇〇消防団・令和〇年〇月〇日～〇日）

【概要】
〇〇消防団は、令和〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出勤。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人名救助を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出勤延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇時間	〇名	・土のう積み（〇袋） ・避難誘導（〇世帯） ・排水作業（〇件）

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水状況

水防活動実施箇所
地図

水防災意識社会再構築ビジョンに関する取り組み

水防に関する
新たな視点



国土交通省

- 「防災の能力には限界があり、防災では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定。
- 荒川流域、中流沿岸において減災対策協議会を設置し、多様な関係者が連携して洪水災害による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進。

■荒川水系 大規模氾濫時の減災対策協議会

(構成員)

松江市、出雲市、雲南市、鳥取県、兵庫県、中国地方整備局

■中流沿岸の大規模水害に関する減災対策協議会

(構成員)

米子市、境港市、松江市、倉敷市、鳥取県、島根県、兵庫県、中国地方整備局

水防災意識社会再構築ビジョン

防災・減災対策の進展、および「水防意識社会再構築ビジョン」に基づき、治水関係機関と社会関係機関が連携し、水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。

（注）水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。

（注）水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。

（注）水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。

（注）水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。

（注）水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。

（注）水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。

（注）水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。

（注）水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。

（注）水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。

（注）水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。

（注）水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。また、水防意識の向上を図る。

荒川流域、中流沿岸の減災に関する取り組み方針の決定

平成28年度から令和2年度までの5年が経過し、全国で発生する水害の状況等を踏まえ、さらなる取組強化が必要と判断して、令和3年6月に取組方針の改定を行い、令和7年度までに実施する取組としてとりまとめた。

【水防（R3～R7）の取組方針】

現状の取組項目について着目継続して実施しつつ、「水防災意識社会」の再構築に向け緊急行期計画の決定内容も踏まえ、以下の事項に着目した取組項目を重点的に行う。

- ①円滑・迅速な避難のため情報提供と通知 …… ハザードマップの通知、避難経路体制の構築 等
- ②多様な主体による被害軽減対策 …… 多機関連携型タイムラインの運用、市庁舎や防災拠点の機能確保対策 等
- ③関係機関の避難を含む共同の仕組みの強化 …… 避難行動の理解促進に向けた取組、マイタイムラインの作成支援 等
- ④水防に関する広報の充実と連携強化 …… 記者会見との連携強化 等

資料 15

○松江市水防協議会条例

平成 17 年 3 月 31 日

松江市条例第 24 号

(設置)

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、松江市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(会長)

第 2 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(委員)

第 3 条 関係行政機関の職員である委員又は水防に関係のある団体の代表者である委員

（以下「行政機関等の委員」という。）に事故があるときは、その委員の当該職上の代理者がその委員を代理することができる。

2 委員の任期は、行政機関等の委員については当該職にある期間、その他の委員については 2 年とする。

3 水防管理者において特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においても解嘱することができる。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に幹事若干人を置き、会長が委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、協議会の庶務を処理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 29 日松江市条例第 52 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日松江市条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 16

松江市水防協議会運営要綱

(会長職務代理者)

第1条 松江市水防協議会条例第2条2項に定める職務代理者は、副市長とする。

(委員及び幹事の構成)

第2条 委員及び幹事の構成は、別表1のとおりとする。

(事務局)

第3条 水防協議会に事務局を置き、防災危機管理課においておこなう。

附 則

この要綱は平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

資料17

令和8年度松江市水防協議会 委員・幹事名簿

令和8年4月1日現在

役 職	機 関 名	氏 名	住 所	電 話
会 長	松 江 市	上 定 昭 仁	松江市末次町 86	55-5101
委 員	国土交通省出雲河川事務所	藤 原 真 一	出雲市塩冶有原町 5-1	0853-21-1850
委 員	松 江 地 方 気 象 台	久 家 好 夫	松江市西津田七丁目1-11	21-3794
委 員	松 江 警 察 署	兒 玉 雄 治	松江市袖師町5-10	28-0110
委 員	松 江 県 土 整 備 事 務 所	中 村 壽 浩	松江市東津田町1741-1	32-5720
委 員	日本赤十字社島根県支部	岩 谷 ゆかり	松江市内中原町40	21-4237
委 員	松 江 市 消 防 団	松 浦 嘉 昭	松江市学園南一丁目17-3	32-9113
委 員	松 江 市 消 防 団	井 上 勇 夫	松江市学園南一丁目17-3	32-9113
委 員	松 江 市 消 防 団	齋 藤 久 子	松江市学園南一丁目17-3	32-9113
委 員	松 江 市	藤 原 亮 彦	松江市末次町 86	55-5102
委 員	松 江 市	山 根 幸 二	松江市末次町 86	55-5103
委 員	松 江 市	佐 目 元 昭	松江市末次町 86	55-5900
委 員	松 江 市	藤 原 雅 輝	松江市末次町 86	55-5109
委 員	松 江 市	能 海 朋 之	松江市末次町 86	55-5629
委 員	松 江 市	桑 垣 宏 二	松江市末次町 86	55-5211
委 員	松 江 市	桑 原 賢 司	松江市末次町 86	55-5645
委 員	松 江 市	服 部 広	松江市末次町 86	55-5371
委 員	松 江 市 消 防 本 部	足 立 博 之	松江市学園南一丁目17-3	32-9111
幹 事	松 江 市	平 塚 久美子	松江市末次町 86	55-5121
幹 事	松 江 市	中 岡 宏 樹	松江市末次町 86	55-5119
幹 事	松 江 市	梅 木 俊 幸	松江市末次町 86	55-5228
幹 事	松 江 市	大 島 恵 美	松江市末次町 86	55-5128
幹 事	松 江 市	陶 山 知 政	松江市末次町 86	55-5372
幹 事	松 江 市	池 田 隆 之	松江市末次町 86	55-5923
幹 事	松 江 市	曾 田 英 夫	松江市末次町 86	55-5351
幹 事	松 江 市	永 田 良 和	松江市末次町 86	55-5641
幹 事	松 江 市 消 防 本 部	狩 野 勝	松江市学園南一丁目17-3	32-9111
幹 事	松 江 市 消 防 本 部	浜 田 栄 治	松江市学園南一丁目17-3	32-9131
事務局	松 江 市	永 島 秀 典	松江市末次町 86	55-5146